

現地法人の「資金融通方法」について

中国に設立した現地法人の経営上、短期もしくは長期での資金融通の必要が生じる場合があります。今回は、外商投資企業の資金融通方法に関して、その手法と手続きについて概説します。

1. 現地法人の資金融通方法

中国では、比較的厳しい外貨管理規制がとられており、現地法人の資金需要が生じた場合に特に中国国外の親会社などから自由に資金融通を実施することができません。現地法人に資金融通の必要が生じた場合には、大きく分類して以下のような方法が考えられますが、特に中国国外からの資金融通に関しては、外貨管理上の手続きが求められるため、時間的に余裕をもって資金融通の計画を立てることが必要となります。

◇現地法人の資金融通方法の分類

資金融通方法			
①	増資	新規もしくは既存の出資者からの資本金の払込み	
②	借入	中国国外からの借入 (外債)	親会社(もしくは関連会社)からの借入
			金融機関等の第三者からの借入
		中国国内での借入	関連会社からの借入
			金融機関からの借入
			中国地場銀行 日系銀行

2. 増資

増資は、現地法人の登録資本金を増加し、増加した金額を出資者から資本金として払い込む手続きとなります。

◇増資手続き

手続き	
1.	登録資本金増加に関わる登記変更手続
2.	取引銀行での資本金口座の開設手続き (従前の資本金口座が残されている場合には不要)
3.	出資者からの資本金の払い込み
4.	验资報告書の作成(任意)

現地法人に払い込まれた資本金は、「減資」もしくは「法人清算」の手続きが取られない限り、出資者に払い戻すことができません。そのため、一般的には比較的長期に及ぶ資金融通が必要な際に適切な手法と考えられています。一方、法令上、現地法人の「有償減資」の手続きが認められますが、現状では、特に製造業などの場合には事実上減資が認められない場合も見受けられるため、増資にあたっては将来的な投下資金の回収可能性について事前に十分な計画と確認が必要といえます。また、増資した資金については、その使用用途において厳しい管理が行われており、必ずしも予定通りに支払いに充てることができない場合があります、この観点からも事前に十分な計画と確認が必要といえます。

3. 借入

増資と異なり、借入れは必要な金額を、必要な期間だけ資金融通することが可能です。一方、借入れにあたっては通常、借入期間に応じて利息が発生し、元本返済に加えて利息支払いが生じる点が増資との大きな違いと言えます。

(1) 中国国内での借入

中国国内での借入のうち、中国国内の金融機関からの借入の場合には、保証、担保設定などの条件を満たす必要があります。一般的には、現地法人に中国国内に土地使用権や工場、棚卸資産などの一定の評価が得られる資産がある場合のほか、昨今では短期的な資金繰りに用いることを条件として中国地場銀行からの借入が可能となる場合があります。また、①日本の金融機関などが信用付与することを前提として「中国地場銀行」からの借入が得られる場合や、②日本本社との取引がある「日系銀行」が、日本本社が保証人となることを条件として現地法人に貸し付けを行う場合などもあります。

(2) 中国国外からの借入

中国国外からの借入については、外貨管理上の手続き及び規制が設けられており、現地法人はこの規制の範囲内において借入を行うことが認められます。

中国国外からの借入に関しては、以下のいずれかの方法を選択の上、借入枠の上限を計算し、この上限の範囲内で借入を行うことができます。

◇国外からの借入（外債）の借入枠の上限

	借入枠の計算方法	説明
投注差方式	現地法人が定款で規定する「投資総額」と「登録資本金」との差額を上限とする方法	短期借入(1 年以内)の場合には、返済によって借入枠は回復しますが、中長期借入(1 年超)の場合には、返済しても借入枠は回復しません。
マクロプルーデンス方式	現地法人の財務諸表上の「純資産」を基準とし、その“2 倍”(現在は“3 倍”が適用されています。)を上限とする方法 (ただし、「借入額」については、一定のリスク評価を加えた「借入評価額」を基準とする)	例えば、中長期(1 年超)の日本円建ての外債の場合には、契約上の「借入額」を 1.5 倍した数値が「借入評価額」とされ、この「借入評価額」が借入枠の上限を上回らないことが条件となります。

中国国外からの借入を行う場合、以下の手続きが必要となります。

◇国外からの借入（外債）に関する手続き

	手続き
1.	外貨管理局における外債登記手続き(申請窓口は銀行)
2.	銀行での外債専用口座の開設手続き
3.	貸主からの「借入金」の払い込み

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>